

そのような高い薬をそのままにしておいて、果して医療保障というものを十分にやっていくことができるだろうか。こういう意味で私は、社会保障というものが、広く社会計画全体の問題と、あらゆる意味で関連してくるということを考えざるをえないのである。

そのような点から考えて、大河内先生の考えも、たしかに部分的に私は納得のできる点があるけれ

ども、それはむしろそういう適応させるための問題として、私たちが考えるべきではないだろうか。あるいは都留先生のお話にしても、それはたしかに一つの問題をえぐってはいるが、そのような問題自身が、すでに経済全体の問題との関連で考えられなければいけないのではないだろうか。こういうような点を指摘してみたいと思っている。

一般討論

司会(今井一男) ここで、報告者のほうのご発言をいただくほうがいいのかもかもしれないが、時間の関係もあるので、一般討論へ移り、この中でまた報告者のご発言をいただくことにする。

先ほど大河内先生からお話があったように、この会場は幅が広く、ちょうど社会保障が幅が広いのと、またこれにかんするご意見が幅広いのと見合った意味でふさわしい会場だが、どなたからでもひとつ……。

籠山京 私もさっき都留先生がいておられた貯蓄率と社会保障の観点については疑問をもっていった。日本人の貯蓄率が非常に高いのは、むしろこういうふうに解釈できるのではないか。それは逆説的であるが、所得水準が非常に低いので、むしろ貯蓄をするということになっているのではないか。家計をみていわゆる繰延べ現金が戦後は非常に低くなっている。計算をしてみたことはないが、繰延べ現金の大きさが低くなると貯蓄率が非常に高くなる。だから生活にたいする決まった面というか、社会保障があるなしにかかわらない、むしろ生活自体の経済的な窮迫観念が、なんとかいくぶんでも貯蓄しておかなければいけないのだという不安をかもしている。そして貯蓄率が高くなっているのではないかというふうに私は思ったのである。

今日の討議の中で嶋田先生がちょっと触れられたが、社会保障の問題を考える場合に、これを経済学的な観点だけで考えることが本当にいいかど

うか。ことに日本のように、どう考えても労働者全体の所得水準が非常に低い場合には、そういう考え方でいいかどうかという点に一番疑問をもつわけである。

そこで社会保障制度を前進させるためには、経済的な分析と同時に、もう少し政治的な分析というのが必要なのではないかということであるが、こういう点について、とくになにか教えていただくことができればありがたいと思う。

もう少し具体的なことをいえば、現在の日本の中で、社会保障、たとえば生活保護の水準を上げるのにも、むしろこれは財政計算上の問題ではなくて、その前に政治的な問題になっているのではないだろうか。これは国民全体のそういうことについての政治的な意識が低いからだといってしまうえば終りになるので、それを解いていくような筋道、そういう研究が必要なのではないだろうかということを考えるのであって、そういう点について、なにか教えていただきたいと思う。

馬場啓之助 大河内先生のお話は、私どもは定年延長問題とか、あるいは退職金の問題を中労委で取り上げているときに、痛切に感じていた問題であった。定年退職金というのは、普通350万程度である。これは普通の中学卒35年勤続でそのくらいである。しかし余命が非常に長くなったときに、350万程度の退職金というものは、その人の生活にとって保障になるかどうかということを考えると、なほ疑問である。もしその人が社宅に住んでいたら、定年退職後新しく家を求めるといことになると、この額では到底足りない。し

たがって退職金の問題というのは、受ける個人からみるときわめて零細なものであるといわなければならない。しかし他方、払う会社側からみると、退職金の引当て金の積み立てというのは非常に大きな額になり、会社の経理を圧迫するばかりでなく、しかも年々異動があるので、その変動していく退職金の支払い額にたいして、どうやって対処していくかということが問題となる。こうして定年退職金について、企業と個人の両方に問題がある。

もう一つ、定年の問題も、しばしば 55 歳定年から 60 歳まで延長しろという要求が出ている。社会保障との関連からいうと、60 歳まで伸ばしていくということが主張されうるし、それなりの理由がはっきりしている。しかし、一方、会社、あるいは企業の中で勤めている人たちの労働力のあり方から考えると、従来のような技術の進歩の激しい状態のもとでは、いわゆる熟練労働というもの価値が存在しない。熟練労働即技能労働だとならないので、これは業種によって非常に違うが、おそらく有効な労働力としての限界というものが、かなり早く 40 年代にくる業種というのは相当あるとみななければならない。そういう意味において、企業の中での定年延長という問題については、それなりに困難な問題がある。したがって定年の意識の問題であり、退職金の問題からくる戦後の新しい生活不安定ということでお示しになった問題

は、私ども痛切に感じている問題であって、大河内先生はこれをどちらの側を変えることによってこの問題を解決するのか。たとえば社会保障の内容を充実するばかりでなく、年限を 55 歳まで下げるという考えか、あるいは退職金を有効に生かすようなところまで含めて、住宅問題まで含めて、社会保障の内容を充実するというふうにもっていく方向でお考えなのか、その点をお聞きしたかったわけである。

中鉢正美 さきほど貯蓄率の論争があったが、これは一応名目所得でずっと昭和 20 年代、30 年代を比較して、各所得水準ごとの貯蓄率をとってみると、大ざっぱにいうと、20 年代は各所得階層の貯蓄率が上っていくというような形で貯蓄率が上っている。ところが 30 年から 40 年ごろになると、むしろ全体として高所得層の人数がふえていくということによって貯蓄率が上っている。同一名目所得水準のところでは貯蓄率が上っていないという傾向があるので、その点では先ほどの富永先生の説と都留先生の説とは前半と後半をいっているのではないかというような印象があるということだけを申し上げたい。

それから、今日大河内先生の出された問題、これを論争的な形でもって取り上げれば、要するに現代の生活変動というものは、一種の経済成長を推進するための成長動力というふうに考えるべきなのか、それともこれは貧困の新しい形態である

というふうにつかまえるのかということになると思う。たとえば、こういう生活不満ということが、一つの成長にたいする動力であるというふうに仮にいうとすれば、たとえば敗戦直後においてわが国の個人の所得水準というものは、戦前に比較して約 3 分の 1 の水準に下ってしまった。消費水準も約 2 分の 1 に下ってしまった。ところがその差額、つまり 3 分の 1 と 2 分の 1



の差額がどうであったかという、これは赤字家計でもって埋まっていた。タケノコ生活とか、エンゲル法則の逆転であるとかというような、非常な生活不安の状態のもとで実は生活水準というものは所得水準ほどは下らなかった。ところでこの差が、実はその後におけるわが国の急速な復興にたいする一つの動力であったという議論も私は出てくるのではないかと思う。その意味では、実はこういう議論を拡張していくと、あらゆる貧困は成長の動力であるということになりかねないのではないかということもいえると思う。

それから先ほど大河内先生のご指摘になった、教育年限が長くなった、それから一般的な生命、平均余命が伸びた、真中には生まれた20歳から55歳定年まで、34、35年ぐらいの間に一生の所得をかせいでしまわなければならない。こういうような状態がこの時期における労働強化ということになりうるかもしれない。こういうことが、先ほど教育費ということに非常に大きな問題があって、これが家計を圧迫するのではないかというように富永先生のご指摘があったが、これと先ほどの家具什器との関係でいっても、だいたい30年から40年の間は、家計の中で家具什器の占める割合の増加率というものは、雑費の占める増加率よりも大きい。雑費、とくにその中における教育費が非常に大きな圧力になってくるのは38、39年から40年以降になって出てきている。こういうような時代的な動きもあるわけである。その点ではこの問題は近代的な、現にいま現われてきているというふうにいっていいだろうと思う。この場合、やはり人間の一生における家族周期というもののパターンの変化ということが、労働市場に提供される労働力の量と質というものと、それから労働者の生活水準というものの関係を非常に変えてきていると思う。その意味で30年以降からだんだん核家族化が進み、40年以降において教育費の重圧というものがあらわれるのではないかと思う。したがってこういう形で出てくる問題は非常に現代的な新しい性格をもっているというふうにいわざるをえないと思う。

実はこういう場合に、先ほど馬場先生のほうで

指摘があったように、労働可能年限を延長するということが可能であるかどうかという問題が一つありうると思う。もう一つの場合は、逆にその労働可能年限が与えられた場合に、この労働期間の稼得によって、家族周期全体の安定をはかる生活設計がいかんして可能であるかという、問題の出し方もある。この問題にたいして答える場合に、おそらくこれは嶋田先生、加藤先生も指摘されたように、社会保障という問題が、所得の再分配という問題から離れて、より広い視野における社会的な生活の背景の設計と計画というものをとらえなければ、生活安定ができなくなってしまうということになる。そう考えて、これをもう一つ逆にひっくり返すと、先ほど富永先生のほうで指摘されたいわゆるスタンダード・コンサンプションの問題がでてくる。これはたしかに一つのレファレンス・グループであるが、しかし同時に、その背景なり比重というものを経済的には考えなければならない。その場合にやはり生活水準というものが社会的な広がりをもった一つの設計によって、はじめて一つの生活水準というものが規定されるということになるという点を考えておく必要がある。そしてそれによってはかれ、それに達しないものが貧困ということになる。私はどちらかというと現在の生活変動は、成長動力ではあるが、しかしやはりそれによって、これが貧困の新しい形態であるということをお否定することにはならないのではないかと考えるのであるが、この点についてご意見を承れればさいわいだと思う。

曾田長宗 私は、医者立場から多少ご参考になることを述べてみたい。

いまの経済学、社会保障あるいは人口問題等を論議なさる方の中に、ともすると誤解を生ずるおそれがあると思うことを1点だけ述べさせていただきます。ほかの機会にも述べたことがあるが、それはだんだんと死亡率が減って、寿命が延びて、年寄りの数がふえている。そして全体の人口の中で年寄りの割合が大きくなっている。これはたいへんなことだ。年寄りばかりふえて、働く人口がそれほどにはふえていかないという素朴な意見である。たしかにいままでの古い医学の立場、医療

の実情からいくと、死ぬべかりしものが世間に役も立たずに長生きする、穀つぶしの生活をつづけるということもあるかもしれない。しかし命を延ばすようないろいろな条件、これは別に医者働きだけというわけではないけれども、いろんなそういう条件があるとすれば、ただ命が延びただけではなくて、いままで 60 歳なら 60 歳で仕事ができなくなったという人間が、ある程度仕事を続けていくことができるということを必ずともなっていく。例外はあるが一般的に言えば、その人口の量の問題だけではなく、質の変化ということを見失わないでいただきたい。ご承知のように、19 世紀の終りごろに、近代的な衛生学というようなものが、いろいろと議論されたときに、乳児死亡の問題がはじめに取り上げられた。そのときに、子供のときに死ぬべかりしような弱い子供を、なんで長生きさせるか、むしろ国民の質を退化させるのではないか、こういう議論がかなりあった。たしかに先天弱質、あるいは先天奇形等で、とうてい一人前の社会的な仕事はできないものを生かしておくということもあったであろうけれども、他面においては 20 歳になり 30 歳になっていくにしたがって、それまで病身とかなんなりで十分な仕事ができないと思われた人間をどれだけ多く一人前の仕事ができるものに仕上げていったかということも忘れてはならない。いままで 40 歳すぎたくらいで亡くなったものを、60 歳、70 歳まで生かしていったということの場合にも、ただ長生きをさせた、老人の人数をふやしたということだけでなしに、たしかに仕事のできる人間、先ほどもお話があった稼働年齢とか、生産年齢の人口をふやしていくということの役にも立っているはずだと思うのである。これは、あるいは十分ご理解できないかもしれないが、私どもは生物学的医学的には、たしかにふやしているはずだと思う。ただ生物学的医学的に生産年齢の人口、労働力がふえているはずなのが十分に皆さん方にお使いになれるようになっているかというのが問題だと思う。

いろいろと議論なされたので、また私どもの受け持ちのところとは問題がずれてくるので、私は

人間の生物学的医学的な人間としては、決して年寄りをふやしたということが、それをささえる人間をふやすということと無関係にふやしているのではないということ、十分ご考慮のうちにに入れていただきたい。そして彼らに仕事を与えることであるとか、そのさいの労賃などがどうあるべきかとか、あるいはいまでも出た住宅の問題だとか、いろいろなことがからんで出てくると思う。教育の問題も出てこよう。私どもは人間の命を延ばしていくということが、決して問題をやっかいにするのではなくて、新しい問題というか、それに応じたことを考えていくならば、決してマイナスになっていかない。そのへんのところを十分ご議論のときに考慮のうちにに入れていただきたいと思っている。

小倉襄二 貯蓄性向一般と社会保障一般のつながりということよりは、むしろ貯蓄動機の中のある特定部分と社会保障の相関が問題なのではないだろうか。たとえば医療要求と医療保障の不備欠陥、これとのつながりというものの関係は非常に強いのではなからうか。というのは、たとえば世帯更生資金という、ボーダーラインにたいする施策をみると、医療費にたいする要求が非常に強い。そういう点で都留先生のおっしゃったいろいろなデータをみると、貯蓄性向が非常に高いということは、医療の自己負担分、その他いろいろあると思うが、それらが貯蓄性向を刺激しているということになるのではないか。その点をむしろ教えていただきたいと思う。

塩野谷九十九 都留先生がお話した一番おしまいの点であるが、生産性が高くなればなるほど見えない手の搾取というものが激しくなる。これは社会保障制度でカバーし、社会保障制度という方向でこの問題解決の方向を示すべきだというお話であるが、付加価値の下落による影響というものは、経済全体の問題であって、社会保障制度というのは、もう少し個別的な性格をもっているように思われる。そこで社会保障制度ということでもって、そういうものが十分解決できるかどうか、もっと別の方法が考えられるべきではないだろうか。それに関連して、もしそういう方向の社会保障制度

が拡張されるところとした場合、家庭の貯蓄性向はもっと下るだろうという話であるが、ある程度そういうことはいえるかと思う。けれども、他面、社会保障制度を拡充することによる資金調達という問題もある。そうすると、この面でいわば強制的貯蓄という形のものが多くならざるをえないということで、社会全体としてみれば、むしろ貯蓄性向は、あるいは高くなるのではないかということも考えられるのではないか。

藤本武 実はこの前、私は国民生活審議会に出ている、そこでの議論を聞いていると、社会保障をヨーロッパの水準にもっていくというような考え方にたいして、再検討しなければいけない。つまりヨーロッパ的水準というものは、なにか非常に合理的なものだという考え方は、かならずしも正しくないというような見解をおもちの方が相当あった。むしろ社会保障の関係の方はそこには非常に少いのであるが、本日のような会合だと、社会保障をもっとヨーロッパなみの水準にもっていかなければならない。国民所得が何パーセント低いから、何パーセントぐらいにもっていくというようなことから、満場一致に近い形で決まることになる。どうもああいうところ（国民生活審議会）へ出ていると、そういう考え方が、ごく一部にしかないということを痛感したわけである。

そういう点で私が現在、考えていることは、やはり日本の労働運動自体が、社会保障の問題を本当の意味で本腰を入れて考えていないというような気がするということである。むしろ労働運動で最近、社会保障の問題を以前よりは積極的に取り上げているが、もう少し内容をみると、割合熱心な一部の組合が動いているだけで、それが労働者全体の運動として定着化していないような点を強く感ずるわけである。そういう点で、社会保障の研究をしておられる方が、組合運動にタッチしている方にそういうPRをもっと積極的にやっていく必要があるのではなかろうか。官僚は官僚としての限界があるし、やはり基本的な、そういう大衆の面から取り上げていく必要があるのではないかということを感じる。

もう一点は、先ほどコメンターの方から、最低

生活の保障ということを強調されたのであるが、社会保障だけで最低生活の保障はできないのである。つまり現場の労働者が最低生活を確保しなければ、社会保障で確保しようということではできない。ビバリッジにしても、最低生活の保障、最低賃金と社会保障の2本立で確保していく、ということ強調している。ところが日本で、政府の側で、とくに審議会などで社会保障が問題になる場合に、最低賃金によって最低生活を保障するというような関連との結びつきが非常に稀薄な気がする。最近、だんだん結びつけて考えるようになってきているけれども、まだ本当の意味でできていないような感じがする。

それから第3点は、先ほどからも生活構造の問題で出た。生活革新という言葉を使っていないが、革新というほど日本の生活構造が変化してきたのかという点で、若干疑問をもっている。たしかに変化していることは私も認める。変化のテンポも、戦前より急テンポであるということは否定できないのであるが、しかし私たちの食物の内容をみても、やはり旧態依然たる米を中心にした食事をしているし、それから畳の上の生活をしている。アパートの階段などはコンクリートになったが、中へ入ってみると、やはり畳の生活が中心である。そういう点で革新的というのでなく、やはり漸次、戦前に比べると急速に変化しているという見方をもっているのではないか。その中で一方、大河内先生のご意見もあったが、イギリスあたりで、生活伝統主義というご指摘があったが、日本に比べるとたしかに強いと思うが、しかし一方、たとえばスウェーデンの労働組合の報告書などを読むと、生活様式のオーガニゼーションが、賃上げ要求に対応している。それから最近、イギリスのある本を読むと、イギリスでレジャーの意識が高まったのは戦後であるということ指摘している。そういう点からみても、また乗用車の購入がふえたのも戦後の現象である。そういうことを考えて、やはり向うでもそういう伝統的な生活様式というものが、日本ほどのテンポでないけれども崩壊しつつあると思うのである。

司会 それではレポーターの両先生から、いろ

いろなど質問なりご意見なりにたいする補充的なご発言をお願いしたい。

大河内 いろいろご批評なりご指摘なりをいただき、別にそれにたいして改めて私として、さらに自説を述べるというふうなことを申し上げるとまも用意もない。3人の方から、私のいろいろ述べたことをレジュメをしていただき、それらの中で本来、社会的な支出として、別の形で投資されなければならないものが、現在の日本では、個別の家計支出の中に形を変えてしのび込んでいる。そういうようなど説明でいろいろとコメントがあった。私はその点、その通りだと思っている。ただ私は、そういう状況のもとで、いまの日本で、あるタイプの貧困意識が個々の家計の中でわき起っているのではないかと。仮にそれを一つの新しい貧困というふうにしてもよいのではないかと。いうふうに申し上げたわけである。ただ中鉢先生のいわれるように、そういった状況は、日本の経済を推し進めていく動力として機能するのか、あるいはいわゆる貧困現象としてそれを理解するのか、そのどちらであるかということはいへん大事な点であると思う。私は十分に整理ができていないが、私はそうしたいまの状況は、やはりある期間をとってみると、過去でもそうだったかもしれないが、日本の経済成長を推し進めてきた基本的な動力として作用したというふうに判断すべきだと思っている。ただしかしそれは個々の家計なり生活をする階層の日常意識の中では、それはやはり貧困感というか、貧困意識として、日常生活をつくりあげる条件としていろいろファンクションしていることは間違いないと思う。

したがって私は、そういう意味の貧困意識は結局、社会的支出が社会的支出の形をとって制度化されないところにその背景があると考えるわけであって、そういう意味での問題の整理を推し進め、そういう角度から社会保障の問題にアプローチしていくほうが正しいのではないかと。したがって経済発展のための動力だといっぱなしでは問題はいかえって逆転してしまうので、やはりこれはいまの段階での一つの貧困現象という、言葉はちょっと正確ではないかもしれないが、新しい意味の貧

困現象として、これを同時に理解して、それを社会保障のあるべき方向にリンクしていく努力が必要ではないだろうか。そんなふうに私は考えているわけである。

それからもう一つ、老齢期に入ったもの、これは平均寿命なり、あるいは余命が延長された。それがいろいろな生活の不安定をもたらす動因になっているということを申し上げたわけだが、それにたいしていろいろまた批判があった。本来、死ぬべかりしものが生き長らえている。そういうふうに考えてはいけない。それはおっしゃるとおり、私もなにもそういうふうに考えているわけではないのであるが、ただそれには一定の条件が絶対に必要だろうと思うわけである。その条件は、ちょうどご説明の中にもあったように、ある老齢の年齢に到達したものが、いままで、つまりたとえば過去の日本で、その老齢期の日本人がおかれた生活上、あるいは職業生活上の能力なり位置なり、そういうものと違ったところにその老齢、同じ年齢に到達した老齢者が日本で今後おかれなければならない。そのままで寿命が延びるということは、そのままでは私は容認するにしのびない。私は別に人間の生命というものにたいして、ローマン的に考えて、短命のほうが非常にいいと思っているわけではない。ただし考え方の問題であるが、短命で充実した生活のほうがいいのか、長命で退屈な生活のほうがいいのか、あるいは職業生活からまったくはじき出されて、要するに延々と続く老齢をもてあますという意味での老齢が、いろいろな国で予見されて、予見どころではない、現にあるわけである。そういう老齢から老齢者を救うということが、私は社会保障の非常に大事な課題で、今後老齢者の人口の中の比率が高くなる日本では、そのことはやはり職業生活、あるいは職業能力というものと結びつけて老齢者の問題を処理しなければいけないのではないだろうか。それが私の願いである。

それから馬場先生から話が出た、いまの日本の現行の定年のルール、あるいはそれと退職金、あるいは定年延長の可否、あるいは職業能力のピークが比較的早くきてしまう。つまり職業人として

早くあがりになってしまうという傾向が強い。それらをどういうふうを考えるべきかという、たいへんめんどうな問題であるが、私は建て前としては、やはり定年延長論者の1人である。ただしその場合には、やはりいまの賃金制度というか、いまの日本の年功的な給与制度というものを、根本から組み変えることが絶対条件である。それからまた、いま述べたように、老齢に近づくものの職業的な能力の開発と、それからそうしたマンパワーとしての老齢者の職業の場所を十分開発をする。現在ほとんど、たとえば55歳を越えたものは、なにがしかの収入は得ているけれども、ほとんど職業生活の第1線からリタイアして、はなはだ不十分な第2線、第3線に退いた生活、職業上の周辺の地位を、与えられているにすぎないと思うが、そういう点で日本と諸外国とのかなりの差がみられると思う。そういう点をやはり根本から変えてかからなければいけないと思う。とくにブルーカラーで、新しい生産技術のどんどん進んでいく中で、一種の稼働能力というか、そういうものは比較的早くあがりになってしまう。たとえば45歳ぐらいでピークに到達して、それから先は下降線をたどるというようなことは、馬場先生のご指摘のとおりであるが、こういうことについては、またそれに対応する雇用のしくみを私は当然考えるべきだと思う。一方では賃金体系というか、賃金のしくみの根本的な手直しと同時に雇用のしくみ、いまのような年功的な、生産雇用的な雇用のしくみを、一つ思い切って根本から組み立て直して、たとえば10年間なら10年間の雇用の契約をする。そこでいったん雇用関係をばらして、さらに再雇用して、次にまた10年間なら10年間、10年というのは仮の数字であるが、再雇用する。そこでまた雇用関係が破算になって、さらにその場合の双方の談合で、さらに次の5年間なり10年間の雇用の協定を結ぶ。そういったようなことを、集団ベースでやるか個人ベースでやるかは問題であろうが、そういった雇用の任期制というか、そういうものを考えなければならなくなっているのではないかと思う。そういう点と、いま述べた定年の延長の一つの見通しとい

うものを、どういうふうに結合していったらいいか、それが今後に残された問題ではないだろうかと思う。しかし当面の日本としては、定年の延長が、私は近い将来必要になるのではないだろうかと思う。ただし現在、いろいろな会社、あるいは会社以外の団体で、定年が延長されたり、定年のルールがないところがあるが、これは退職金が払えないのでそうしているので、これは健全な状態ではないことはいうまでもない。

それから全体として、先ほど来の問題がうしろ向きで考えられているのではないかという多数の方からのご指摘があった。ということは、前向きで考えろとおっしゃるのかもしれないが、前向きで考えようという、佐藤総理みたいになるので、あまりそういう言葉は使いたくない。しかし、この社会保障をめぐる問題というのは、いろいろ議論があったように、そういう言葉を使ってよければ、前向きに問題が伸びなければならない問題と、悪くするとうしろ向きに問題が動くいろいろな事態とが重なっているのは、すべての場合に共通だと思う。これはなにも社会保障の問題だけではなく、日本の学問にしても技術にしても、すべて前向きとうしろ向きが紙一重であるが、そのへんのところは研究者の良心で、どちらにその向きを向けるかということは、われわれ一人一人の良心の問題だというふうに考えている。したがって全体の扱い方の場合に二つの面があるということ、私どもはやはり共通に意識してかからないと、結果においては、うしろ向きになってしまうというふうに私は考えているので、あえて周辺の問題として前向き、うしろ向き両面のいろいろな考慮されるべき問題を述べてみたつもりである。

いちいちお答えするいとまはないが、たいへんいろいろな点をご指摘いただき、報告者としてありがたく思っている。

都留 社会保障整備の度合いと貯蓄率との関係の統計的調査については、マクロの数字の順位相関などでは、とうてい十分に実証できないことは明瞭であって、もっと精密な統計的調査を必要とする。私がレジュメの中に、簡単に1行かそこらで書いた根拠は江見康一助教授の、かなり詳細な

分析を基礎に書いたもので、どうか同助教授に詳しくお伺いいただきたいと思う。

なお、この問題に関連して、いくつかご指摘があった。細かく年齢別の調査、所得階層別の調査、それから社会保障項目別の分析調査等、いろいろ行うべきだと思う。ある程度すでにそれは行われている。そういうものを参考に、私は非常に大胆な形でレジュメに書いたけれども、なお不十分な部分もあるので、どうか実証研究の方々が、この点で国際比較も含めて、いろいろ実証していただければさいわいだと思う。

一般的に私のもっている印象は、社会保障というのは経済学的にいうと、移転問題の重要な一側面であるという考えである。そしてトランスファーというのは社会制度、経済体制の違いによって非常に大きな違いのありうる問題であるというふうに考える。加藤先生が、社会的支出であるべきものが個人消費になっているのが現実であるという形の要約をされたが、ここにもやはり私のいう移転問題というのがのぞいているわけである。私も言及したが、利子として受け入れられる利息、つまり貸付利息等の種類だけで日本ではざっと3兆5,000億円ぐらい。土地の売買が1年間にざっと2兆円、これはいずれも移転である。しかしこれらは国民所得の中にはほとんど入らない。ただこの種の移転を実現するために必要なサービス業はたくさんあって、そのサービス業にたずさわる人の所得は国民所得の中に入る。果してその所得が、シュンペーターのいう所得介入現象なのか、それともどのような社会であれ、必要な要素支払いなのであるかというのは、やはり経済学上の重要な問題であって、私の考えでは、シュンペーターの所得介入部分がかかなり多いのではないかとと思う。

この移転の問題を経済学的に追究するということとは半面においては、社会保障の問題と取り組むことにもなるわけであって、塩野谷先生から指摘された二つの点、つまり忍び足インフレに対処する方法として、社会保障を強化せよと、私がいったというご解釈のもとでのご質問、これはちょっと誤解があったと思う。私は、忍び足インフレの

事態があればあるほど、社会保障の面では移転をなくせ、直接的に社会保障的措置ができるようにせよ、ということがいいなかったわけで、移転を通じて社会保障的措置を対処しようとする、どうしても見えざる手による中間搾取が行われてしまう。そこで移転と物価上昇との関係という形で問題としたわけである。

それから塩野谷先生の第2点である、社会保障を拡大すれば、やはり結局のところ、貯蓄率をマクロでは大きくするのではないかというご意見、これもやはり移転の問題と関連する。もし移転を現状のような形で認めたまま社会保障を拡大しようとする、あるいはマクロの貯蓄率は高くなるかもしれない。その貯蓄の中には、政府貯蓄というのものはいるかもしれない。しかし、もし直接的な形で社会保障的措置が積極的に行われる事態になるならば、その場合には貯蓄という形になるために必要条件である、いったん所得となる状態がはぶかれることになる。つまり資本主義社会では、移転所得の形、あるいは要素にたいする支払いとしての所得の形で支払いが行われて、それが貯蓄されて、回り回って税金になって、その税金がまた移転されて社会保障支出になるというように、場合によっては二重三重の移転を行って、そのためにこそ国民所得学者は非常な苦心をして移転項目を取り除くことに努力する。けれども、計画経済をもし皆さんが想起されればはっきりするように、事柄によっては、直截簡明に支出してしまっ、そのときの資源を直接に使うという形で支払いがなされてしまうということがありうる。ところが資本主義社会では、この種の移転の事態が非常に多く重なっているので、それをほぐしていったいどこまでこのような移転が必要なのかということ、やはり経済学者は追究したいわけである。ことに物価上昇の過程がさけられないような状態のもとにおいては、移転にともなう、私のいった見えざる手の搾取があるので、そういうことを考慮すれば、できるならば社会保障の拡張というのは移転部分を減らすことではないか。こういうふうに少し大胆な言い方であるが、移転部分を減らすことになるのではないかという立言

もできるように思うのである。ということは結局、加藤先生のいわれた個人消費の形で、つまり個人所得となって、それが個人消費になるのではなくて、個人はそのサービスを享受するけれども、それは個人所得の中から支払われるのではなくて、あるいは個人貯蓄の中から支払われるのではなくて、社会的支出として直接に支払われてしまう。つまり移転の段階が一つ省かれるという形になって、そこに経済的な合理性も現われうるというふうに解釈できるように思う。だから実はこの問題を最初の報告のときに、総括的に述べていたが、

時間の制約もあって十分なことができなかった。私がとくに皆さんにお願いしたいのは、われわれがしばしば、なにげなく使っている移転という項目、これのはらんでいる経済体制的な意義というか、つまり制度の違いによってもっている違い、所得再配分との関係、つまり移転の経済学というようなものを、ぜひ社会保障ご専門の方に開発していただきたいということである。

司会 まだいろいろとご議論を願いたいのであるが、時間も大分せまっているので、ここで一応閉会といたしたい。